

支援学校 自立活動

解答についての注意点

- 1 解答用紙は、マーク式解答用紙と記述式解答用紙の2種類があります。
- 2 大問 **1** ~大問 **3** については、マーク式解答用紙に、大問 **4** については、記述式解答用紙に記入してください。
- 3 解答用紙が配付されたら、まずマーク式解答用紙に受験番号等を記入し、受験番号に対応する数字を、鉛筆で黒くぬりつぶしてください。
記述式解答用紙は、全ての用紙の上部に受験番号のみを記入してください。
- 4 大問 **1** ~大問 **3** の解答は、選択肢のうちから、**問題で指示された解答番号**の欄にある数字のうち一つを黒くぬりつぶしてください。
例えば、「解答番号は 」と表示のある問題に対して、「**3**」と解答する場合は、解答番号 の欄に並んでいる ① ② ③ ④ ⑤ の中の ③ を黒くぬりつぶしてください。
- 5 間違ってぬりつぶしたときは、消しゴムできれいに消してください。二つ以上ぬりつぶされている場合は、その解答は無効となります。
- 6 その他、係員が注意したことをよく守ってください。

指示があるまで中をあけてはいけません。

大阪府では、「障害」という言葉が、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」の漢字をひらがな表記とし、「障がい」としています。問題中では、通知文の名称等や、文献等からの引用部分については、もとの「障害」の表記にしています。

1 特別支援教育に関する近年の動向等について、次の(1)～(10)の問いに答えよ。

(1)「特別支援教育の推進について(通知)」(平成19年4月 文部科学省)に示されている特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組について、誤っているものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。
- 2 各学校においては、在籍する幼児児童生徒の実態の把握に努め、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめること。
- 3 各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。
- 4 特別支援学校においては、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、必ず「ヘルプカード」を活用した上で、個に応じた指導を徹底すること。
- 5 特別支援教育の推進のためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠である。したがって、各学校は、校内での研修を実施したり、教員を校外での研修に参加させたりすることにより専門性の向上に努めること。

(2) 次の各文は、「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」(平成29年3月 文部科学省)において示されている、小・中学校等における特別支援教育コーディネーターに関する記述である。説明として、適切でないものはどれか。1～5から一つ選べ。

解答番号は

- 1 校長は、学校内の全ての教職員に対して、特別支援教育コーディネーターの役割を説明し、学校において組織的に機能するように努めることが重要である。
- 2 特別支援教育コーディネーターは、ケース会議の開催に当たっては、必要に応じて保護者や外部の専門家等にも参画を求め、家庭や通級による指導等の場面における情報を収集できるよう、連絡調整を行うことが望まれる。
- 3 校内委員会で個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成する際には、特別支援教育コーディネーターは、自身が担当する役割のみならず、各学級担任や校内委員会の構成員が担当する役割に対しても積極的に協力をしていくことが重要である。
- 4 特別支援教育コーディネーターは、巡回相談員及び専門家チームと連携する際、保護者との信頼関係が構築できている場合は、保護者の同意を得なくとも、個人情報の共有をすることができる。
- 5 通常の学級の担任・教科担任は、児童等に障がいの可能性が考えられる場合は、決して一人で抱え込まず、特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー等に相談し、必要に応じて校内委員会やケース会議で検討し、組織的な支援を得られるようにしていくことが大切である。

(3) 次の文は、「交流及び共同学習ガイド」(平成31年3月 文部科学省)における「第1章 交流及び共同学習の意義・目的」の記述の一部である。空欄ア～エに当てはまる語句の組合わせとして、正しいものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

我が国は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える の実現を目指しています。

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校(以下「小・中学校等」という。)及び特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、社会性を養い、 を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有するものです。

また、このような交流及び共同学習は、学校卒業後においても、障害のある子供にとっては、様々な人々と共に助け合って生きていく力となり、積極的な につながるとともに、障害のない子供にとっては、障害のある人に自然に言葉をかけて手助けをしたり、積極的に支援を行ったりする行動や、人々の多様な在り方を理解し、障害のある人と共に支え合う意識の醸成につながると考えます。

小・中学校等や特別支援学校の学習指導要領等においては、交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら 生活していく態度を育むようにすることとされています。

| | ア | イ | ウ | エ |
|---|------|---------|------|------|
| 1 | 共生社会 | 実践的な専門性 | 社会参加 | 自立して |
| 2 | 共生社会 | 豊かな人間性 | 社会参加 | 協働して |
| 3 | 社会福祉 | 豊かな人間性 | 自己決定 | 自立して |
| 4 | 共生社会 | 実践的な専門性 | 自己決定 | 自立して |
| 5 | 社会福祉 | 豊かな人間性 | 社会参加 | 協働して |

(4) 次の表は、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月 文部科学省）において示されている、特別支援学級において教育を受けることが適当である対象者の障がいの種類の一部及び程度についてまとめたものである。空欄ア～オに当てはまる語句の組合わせとして、正しいものはどれか。1～5から一つ選べ。

解答番号は

| 障がいの種類 | 程度 |
|----------------|--|
| 知的障がい者 | 知的発達の遅滞があり、他人との <input type="text" value="ア"/> に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも |
| 肢体不自由者 | 補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に <input type="text" value="イ"/> の困難がある程度のも |
| 病弱者及び 身体虚弱者 | 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が <input type="text" value="ウ"/> に生活の管理を必要とする程度のも |
| 難聴者 | 補聴器等の使用によっても <input type="text" value="エ"/> を解することが困難な程度のも |
| 自閉症・ 情緒障がい者 | 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との <input type="text" value="ア"/> 及び対人関係の形成が困難である程度のも 二 主として <input type="text" value="オ"/> な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも |

| | ア | イ | ウ | エ | オ |
|---|------|----|-----|-------|-----|
| 1 | 意思疎通 | 軽度 | 持続的 | 通常の話声 | 心理的 |
| 2 | 意思疎通 | 重度 | 間欠的 | 大きな話声 | 心理的 |
| 3 | 共同作業 | 重度 | 持続的 | 通常の話声 | 身体的 |
| 4 | 意思疎通 | 軽度 | 間欠的 | 大きな話声 | 身体的 |
| 5 | 共同作業 | 軽度 | 持続的 | 大きな話声 | 心理的 |

(5) 次の各文は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）「第1章 総則 第5節 児童又は生徒の調和的な発達の支援 1 児童又は生徒の調和的な発達を支える指導の充実」の記述の一部である。正しいもののみをすべて挙げている組合わせはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

ア 児童又は生徒が、学校教育を通じて身に付けた知識及び技能を活用し、もてる能力を最大限伸ばすことができるよう、生涯学習への意欲を高めるとともに、社会教育その他様々な学習機会に関する情報の提供に努めること。

イ 児童又は生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要しつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。

ウ 学校医等との連絡を密にし、児童又は生徒の障害の状態等に応じた保健及び安全に十分留意すること。

エ 学習や生活の基盤として、教師と児童又は生徒との友情関係及び児童又は生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学校運営の充実を図ること。

オ 複数の種類の障害を併せ有する児童又は生徒については、専門的な知識、技能を有する教師や特別支援学校に指導の協力を求めるのではなく、専門の医師やその他の専門家の指導・助言のみ活用して、学習効果を一層高めるようにすること。

- 1 アーウーオ
- 2 アーイーウーエ
- 3 イーウーエ
- 4 アーイーウ
- 5 エーオ

(6) 次の各文は、「新・発達障がい児者支援プラン後の発達障がい児者支援について（提言）」（令和2年3月 大阪府障がい者自立支援協議会 発達障がい児者支援体制整備検討部会）において示されている、発達障がい児者の支援の充実を図るため取り組んでいくべき施策である。適切なものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 学校現場の人材育成は重要であり、現場レベルでの個々の対応力の強化に加え、教科指導を行う教員のみが発達障がいへの理解を深めていくための取組を進めていく。
- 2 養護教諭や栄養教諭などの数が少ない少数職種は、より高い専門性が求められることから、チーム学校の一員として受け入れる必要はなく、単独で発達障がい児者の支援に専念できる体制づくりの推進を図っていく。
- 3 教育と福祉部局が連携し、支援の必要な児童生徒の学齢期から義務教育終了まで、地域で切れ目ない支援が受けられる体制整備に向けた取組を進めていく。
- 4 高校生活支援カードの積極的な活用や個別の支援計画の内容に係る保護者理解を図り、生徒の状況や保護者のニーズを的確に把握するとともに、高等学校卒業後の社会的自立に向けた学校生活を目指し、適切な指導・支援の充実を図っていく。
- 5 私学教育については、放課後等デイサービスと連携し、支援教育のノウハウ等を共有しつつ、各私立学校独自に支援の取組を推進していく。

(7) 次の各文は、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に向けた適切な対応の徹底について（通知）」（平成24年7月 文部科学省）に示されている、障がい者虐待の防止と対応のポイントである。適切なものはどれか。1～5から一つ選べ。

解答番号は

- 1 虐待は被虐待者の尊厳を著しく傷つけるものであり、虐待を未然に防止することよりも虐待が発生してからの対応が最も重要であること。
- 2 障がい者虐待が発生した場合の対応としては、問題が深刻化する前に早期に発見し、障がい者や養護者等に対する支援を開始することが重要であること。
- 3 障がい者本人の自己決定が難しい場合や、養護者との信頼関係を築くことができていない場合は、障がい者の安全確保より、養護者のフォローを最優先する必要があること。
- 4 在宅の虐待事案では、虐待している養護者自身が何らかの支援を必要としている場合は少ないため、養護者を加害者として捉え、被虐待者への支援を展開すること。
- 5 各段階において、関係機関が連携を取ることによって、障がい者や養護者との人間関係が悪化する恐れがあることから、チームとして対応することは控えること。

(8) 次の文は、「障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会 議論のまとめ(報告)」(令和4年3月 文部科学省)における、特別支援学校等の教職員に期待される役割についての記述である。空欄ア～エに当てはまる語句の組合わせとして、正しいものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

特別支援学校等の教職員には、平成31年学習指導要領改訂を踏まえ、学校卒業後の障害者の生涯学習につながる地域に開かれた の実現や、特別支援学校等の在学時から生徒の生涯学習への意欲を向上させるための取組等が求められている。こうした取組を推進するためには、特別支援学校等教職員の研修において障害者の生涯学習を取り上げることや、特別支援学校等教職員の の称号取得を促進することも有益であると考えられる。また、特別支援学校が や地域学校協働活動等を通じて地域とともにある学校づくりを推進し、特別支援教育の地域ネットワーク拠点として卒業生だけでなく地域の障害者に視点を向けていくために、社会教育行政をはじめ幅広い地域の関係者等との交流や連携を深めていくことも重要である。また、特別支援学級を設置する学校等においても、 や地域学校協働活動等を通じて、障害のある在学学生に対する働きかけや卒業生のアフターケアなどの観点から、地域ネットワークの一端を担っていくことが期待される。

また、特別支援学校等の教職員が退職した後に、現職のときとは異なる側面から卒業後の障害者の に向き合うことも期待されている。

| | ア | イ | ウ | エ |
|---|------|----------------|-------------|----------|
| 1 | 教育課程 | 特別支援教育コーディネーター | サポート・スクール | 学びと交流の推進 |
| 2 | 社会性 | 社会教育士 | サポート・スクール | 情報教育の推進 |
| 3 | 教育課程 | 社会教育士 | コミュニティ・スクール | 情報教育の推進 |
| 4 | 社会性 | 特別支援教育コーディネーター | コミュニティ・スクール | 情報教育の推進 |
| 5 | 教育課程 | 社会教育士 | コミュニティ・スクール | 学びと交流の推進 |

(9) 次の文は、「大阪府教育振興基本計画」(平成25年3月 大阪府)の記述の一部である。空欄ア～エに当てはまる語句の組合わせとして、正しいものはどれか。1～5から一つ選べ。

解答番号は

基本方針3 障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します

基本的方向

- 「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに推進し、支援を必要とする幼児・児童・生徒の に対応した教育環境の整備をすすめます。
- 障がいのある子どもの と社会参加の促進に向け、関係機関と連携し、就労をはじめとした支援体制を充実します。
- 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の活用を促進し、幼・小・中・高の発達段階の連続性を大切に一人ひとりの に応じた支援を充実します。
- 関係部局が連携し、発達障がいのある子どもへの 支援を充実します。
- 私立学校における障がいのある子どもが安心して学べる学校づくりの支援に努めます。

| | ア | イ | ウ | エ |
|---|------------|----|--------|------|
| 1 | 障がいの重度・重複化 | 成長 | 障がいの状態 | 一貫した |
| 2 | 増加や多様化 | 自立 | 教育的ニーズ | 一貫した |
| 3 | 増加や多様化 | 成長 | 障がいの状態 | 一貫した |
| 4 | 障がいの重度・重複化 | 自立 | 教育的ニーズ | 専門的な |
| 5 | 増加や多様化 | 自立 | 障がいの状態 | 専門的な |

(10) 次の各文は、「今後の府立高校のあり方等について 答申」(令和4年1月 大阪府学校教育審議会)における、「第2章 2 生徒のニーズに添えていく就学機会の確保」に示された、生徒の多様性への対応についての記述の一部である。ア～エのうち、正しいものを○、誤っているものを×とした場合、組合わせとして正しいものはどれか。1～5から一つ選べ。

解答番号は

- ア 生徒の多様性に適切に対応できる高校となるよう既存の取組みの改善や新たな取組みを行うことが重要である。
- イ 中学校等の支援学級に在籍する生徒が高校等に進学する割合が全国に比べ相当に低いことから、自立支援コースや共生推進教室の成果や他府県の事例を踏まえながら、インクルーシブ教育システムの考え方をより具体的・実践的に行う「ともに学び、ともに育つ」高校の設置や、高校と支援学校の併設等について、検討を行うべきである。
- ウ 他県で実施されているインターネットの活用や公設民営の手法も参考に、新しい形の学びを提供する高校のあり方について研究を進めることも必要である。
- エ 生徒の進路選択にあたっては、特に小学校における進路指導が重要となっており、高校や支援学校における教育内容や支援の仕組みなどを正確に理解できるよう、情報提供等の工夫・改善を一層進める必要がある。

| | ア | イ | ウ | エ |
|---|---|---|---|---|
| 1 | × | × | ○ | ○ |
| 2 | ○ | × | ○ | × |
| 3 | × | ○ | × | ○ |
| 4 | ○ | × | × | ○ |
| 5 | ○ | ○ | × | × |

2 特別支援教育や障がい等に関する、次の(1)～(8)の問いに答えよ。

(1) 自立活動の内容について、次の問いに答えよ。

① 次のア～ウの自立活動の項目は、どの区分に該当するか。1～5から一つ選べ。

アの解答番号は イの解答番号は ウの解答番号は

ア 状況の理解と変化への対応に関すること。

イ 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。

ウ 自己の理解と行動の調整に関すること。

- 1 環境の把握
- 2 人間関係の形成
- 3 コミュニケーション
- 4 健康の保持
- 5 心理的な安定

② 「身体の動き」の区分に当てはまらない項目はどれか。1～5から一つ選べ。

解答番号は

- 1 日常生活に必要な基本動作に関すること。
- 2 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。
- 3 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。
- 4 身体各部の状態の理解と養護に関すること。
- 5 身体の移動能力に関すること。

(2) 重症心身障がい児等の介助や支援等に関して、次の問いに答えよ。

① 身体を動かす時の介助の基本や注意点等について、正しいものを○、誤っているものを×とした場合、組合わせとして正しいものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

ア 触れたり、動かしたりすることでどのような反応を示すか手で感じながら介助する。

イ 変形、拘縮しているところに重点的に負荷をかけることによって、身体のストレスが軽減し、変形、拘縮が予防できる。

ウ 筋緊張のタイプが痙直型の子どもは、緊張が低いため、抱く場合には支持面を少なくし、子どもの緊張を高める抱き方をするように注意する。

エ 筋緊張のタイプがアテトーゼ型の子どもは、緊張が突然高くなることがあるため、抱く場合には反り返る緊張が入らないように注意する。

| | ア | イ | ウ | エ |
|---|---|---|---|---|
| 1 | × | × | × | ○ |
| 2 | × | ○ | ○ | × |
| 3 | ○ | ○ | × | ○ |
| 4 | ○ | ○ | ○ | × |
| 5 | ○ | × | × | ○ |

② 姿勢の特徴や注意点等について、正しいものを○、誤っているものを×とした場合、組合わせとして正しいものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

ア 仰臥位（あおむけ姿勢）は、支持面が多く安楽な姿勢である。また、下顎の後退や舌根沈下が起こりにくく、呼吸にとっても最も有利な姿勢である。

イ 腹臥位（うつ伏せ姿勢）は、排気（ゲップ）がしにくく、胃拡張が起こりやすい姿勢である。また、胸郭の動きが制限され、誤嚥性肺炎につながる危険性がある。

ウ 側臥位（横向き姿勢）は、舌根沈下や、唾液・たんが気道にたまることを防ぎ、呼吸が楽にしやすい姿勢である。また、頭が下に落ちないように枕を適切にすることが必要である。

エ 座位（座った姿勢）は、重度の嚥下障がいがある場合、唾液が気管に誤嚥され呼吸が悪くなることがある。また、胃食道逆流が起きやすい姿勢でもあり、重症心身障がい児等にとって利点が見られず、身体機能面や精神活動面での負担が大きい。

| | ア | イ | ウ | エ |
|---|---|---|---|---|
| 1 | × | × | ○ | × |
| 2 | ○ | × | ○ | × |
| 3 | × | ○ | × | ○ |
| 4 | ○ | × | × | ○ |
| 5 | ○ | ○ | × | × |

(3)「遠城寺式・乳幼児分析的発達検査表(九大小児科改訂版)」において示された項目について、次の問いに答えよ。

①「移動運動」に関して、月齢の低いものから順に並べた場合、正しいものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- ア ひとりで座って遊ぶ
- イ 首がすわる
- ウ 腹ばいで体をまわす
- エ 腹ばいで頭をちょっとあげる

- 1 エ → イ → ウ → ア
- 2 イ → エ → ウ → ア
- 3 イ → ウ → エ → ア
- 4 エ → イ → ア → ウ
- 5 イ → エ → ア → ウ

②「対人関係」に関して、月齢の低いものから順に並べた場合、正しいものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- ア 人を見ると笑いかける
- イ 親しみと怒った顔がわかる
- ウ 人の声がする方に向く
- エ おもちゃをとられると不快を示す

- 1 ア → ウ → イ → エ
- 2 ウ → ア → イ → エ
- 3 ア → ウ → エ → イ
- 4 ウ → ア → エ → イ
- 5 ウ → エ → ア → イ

(4) 学校における医療的ケアに関する記述の内容として、「学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」（平成31年3月 文部科学省）に照らし、誤っているものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等の実態は多様であり、いわゆる重症心身障がい児に該当する者のみならず、歩いたり活発に動き回ったりすることが可能な児童生徒等も在籍する。
- 2 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等について個別の教育支援計画を作成する際には、当該児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ、主治医や看護師等から情報を得たり、意見を交換したりすることが望ましい。
- 3 学校に在籍する医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等は年々減少する一方、人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療的ケアを必要とする児童生徒等が学校に通うようになるなど、学校における医療的ケアを必要とする児童生徒等を取り巻く環境が変わりつつある。
- 4 看護師等及び認定特定行為業務従事者が医療的ケアを行う場合には、医師の指示が必要である。
- 5 認定特定行為業務従事者による特定行為のうち、口腔内及び鼻腔内の喀痰吸引については、咽頭の手前までが限度とされている。

(5) 就学にかかる教育相談を行う場合の留意点について、「大阪府立支援学校における就学にかかる教育相談等のガイドライン」(大阪府教育庁 令和3年4月改正)に照らし、適切なものはどれか。

1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 入学前であることを踏まえ、実施にあたっては教育相談担当者が一人に対応することを基本とし、相談内容の記録は、最低限にとどめておく。
- 2 限られた時間内で効率的に行うことを念頭に置き、障がいのある子ども本人と保護者に対し、事前に用意した質問や調査で終わらせるようにする。
- 3 相談は、障がいのある子どもや保護者に寄り添い、支援するという姿勢で行う。
- 4 教育相談担当者には、相談内容の守秘義務はない。
- 5 教育相談担当者は、本人の障がいやできないこと、問題行動を具体的に示すとともに、保護者に解決策を助言することが大切である。

(6) 通級による指導に関する記述の内容として、適切でないものはどれか。1～5から一つ選べ。

解答番号は

- 1 通級による指導は、障がいに応じた特別の指導を通常の教育課程に加え、又はその一部に替えて行うものであり、通級による指導を受ける児童生徒については、特別の教育課程を編成する必要がある。
- 2 通級による指導の時間は、放課後等の授業のない時間帯、又は他の児童生徒が他の授業を受けている時間に設定することができる。
- 3 知的障がい者については、生活に結びつく实际的・具体的な内容を継続して指導することが必要であることから、一定の時間のみ取り出して行うことにはなじまないことを踏まえ、現在、通級による指導の対象とはなっていない。
- 4 具体的な指導内容は、特別支援学校の自立活動に相当する指導のほか、特に必要があるときは、障がいの状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができることとされており、その場合は、各教科の遅れを補充するための指導に重点を置くことが必要である。
- 5 平成30年度から、従来の小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程に加えて、高等学校及び中等教育学校の後期課程においても通級による指導が制度化された。

(7) 放課後等デイサービスに関する内容として、「放課後等デイサービスガイドラインについて」(平成27年4月 厚生労働省)に照らし、適切でないものはどれか。1～5から一つ選べ。

解答番号は

- 1 放課後等デイサービスは、学校に就学している障がい児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することとされており、幼稚園児は対象外である。
- 2 放課後等デイサービスの提供に当たっては、子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を進めるため、他の子どもも含めた集団の中での育ちをできるだけ保障する視点が求められる。
- 3 放課後等デイサービスでは、送迎の都合で発達支援の時間が限られるため、提供される活動プログラムは固定化することが求められる。
- 4 放課後等デイサービスの基本的役割の一つとして、保護者が障がいのある子どもを育てることを社会的に支援する側面もある。
- 5 放課後等デイサービスは、子どもに必要な支援を行ううえで、学校との役割分担を明確にし、学校で作成される個別の教育支援計画等と放課後等デイサービス計画を連携させる等により、学校と連携を積極的に図ることが求められる。

(8) 障がい者スポーツに関する記述の内容として、誤っているものはどれか。1～5から一つ選べ。

解答番号は

- 1 パラリンピックは、障がい者スポーツの最高峰の大会（聴覚障がい者を除く）である。競技毎に障がいの種類や程度に応じてクラス分けをしており、クラス毎にメダルを授与している。
- 2 スペシャルオリンピックスは、知的障がい者に様々なスポーツトレーニングとその成果の発表の場を提供するものである。記録ではなく、日常的・継続的なスポーツ活動を通じて、自己を成長させることを重視している。全てのアスリートを称え、全員を表彰するといった特徴がある。
- 3 アビリンピックは、世界的規模で行われる聴覚障がい者のための総合スポーツ競技大会である。全てのコミュニケーションが国際手話により行われる。スタートの音や審判の声による合図を視覚的に工夫する以外、オリンピックと同じルールで運営される。
- 4 「ゴールボール」は、視覚障がい者を対象にしたチーム球技で、バレーボールコート大のコートを使い、1チーム3人の2チームで対戦する。鈴の入ったボールを転がし、相手のゴールに入れて得点を競う。
- 5 「ボッチャ」は、脳原性疾患による四肢麻痺など、比較的重い障がいのある人のために考案された球技である。最初にジャックボールと呼ばれる白いボールを投げ、続いて赤と青の各6個のボールを投げたり、転がしたりして、目標となるジャックボールにいかに多くのボールを近づけるかを競う。

3 「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省)に述べられている、障がいの状態等に関する、次の(1)～(7)の問いに答えよ。

(1) 視覚障がいのある子どもの状態等に関する記述のうち、適切でないものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 視機能が低下していても、それが何らかの方法若しくは、短期間に回復する場合は視覚障がいとはいわない。
- 2 一般的に両眼で見た場合の遠見の矯正視力が0.3程度まで低下すると、黒板や教科書の文字や図などを見るのに困難を来すようになり、教育上特別な支援や配慮が必要になる。
- 3 夜盲がある場合、暗いところでは不自由はないが、通常の光でもまぶしさを強く感じ、見えにくいだけでなく、痛みを感じたり目が開けられなくなったりする。
- 4 中心暗点がある場合、文字を読んだり、ものを詳しく見たりすることには困難を来すが、周囲の状況が比較的分かりやすいので、移動等に困難がない場合もある。
- 5 片眼が全く見えない場合、遠近感覚がないなどの不自由はあるが、他眼に視機能の低下がなければ視覚障がいではない。

(2) 聴覚障がいのある子どもの状態等に関する記述のうち、適切でないものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 聴覚障がいとは、身の周りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をいう。聴覚障がいの程度や聞こえ方、言語発達の状態は、一人ひとり異なっている。
- 2 聴覚の発達は、新生児期から急速に進み、周囲の音や音声など聴覚を通じた情報の受容や意味理解が図られていく。
- 3 生まれたときから、あるいはごく幼いときから聴覚障がいがある場合、聴覚の発達のために必要な音・音声の刺激が少ししか（あるいは、ほとんど）入らないため、その発達が制約されることになる。
- 4 ごく幼いうちから聴覚に障がいのある子どもの多くは、年齢が進むにつれて補聴器や人工内耳等を装用しての聞こえがよくなった場合、幼いうちの聴覚や言葉の発達を完全に取り戻すことが可能である。
- 5 これまでにかかっていた専門の医療機関がある場合には、その間の診断や検査結果、それに基づく補聴器や人工内耳の調整など、医学的所見を把握することが重要である。

(3) 知的障がいのある子どもの状態等に関する記述のうち、適切でないものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 知的障がいのある子どもは、コミュニケーションが苦手で、人と関わることに消極的になったり、受け身的な態度になったりすることがある。
- 2 知的障がいのある子どもは、過去の失敗経験等の積み重ねがあっても、自分に対する自信を回復することは容易であり、経験を積み重ねることで、自己肯定感を高めることができる。
- 3 知的障がいのある子どもは、自分の身体に対する意識や概念が十分に育っていないため、ものや人にぶつかったり、簡単な動作をまねすることが難しかったりすることがある。
- 4 知的障がいのある子どもは、概念を形成する過程で、必要な視覚情報に注目することが難しかったり、読み取りや理解に時間がかかったりすることがある。
- 5 知的障がいのある子どもは、知的発達の状態等に比較して、着替えにおけるボタンの着脱やはさみなどの道具の操作などが難しいことがある。

(4) 肢体不自由のある子どもの状態や指導内容等に関する記述のうち、適切でないものはどれか。

1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 肢体不自由のある子どもは、身体の動きに困難があることから、様々なことを体験する機会が不足したまま、言葉や知識を習得していることがあり、言葉を知っていても意味の理解が不十分であったり、概念が不確かなまま用語や数字を使ったりすることがある。
- 2 上肢の障がいのために、書字動作やコンピュータ等の操作に困難が伴う場合がある。そのためICTやAT（Assistive Technology：支援技術）などを用いて、入出力装置の開発や活用を進め、子ども一人ひとりの障がいの状態等に応じた適切な補助具や補助的手段を工夫しながら、主体的な学習活動ができるような指導内容を取り上げる必要がある。
- 3 脳性まひ等のある肢体不自由のある子どもの場合は、筋緊張等によって身体からの感覚情報をフィードバックして、行動したり、表現したりすることに困難が生じやすいが、注視、追視、協応動作等の困難はあまり見られない。
- 4 障がいが重度で重複している場合、視覚、聴覚、触覚と併せて、姿勢の変化や筋、関節の動きなどを感じ取る固有覚や、重力や動きの加速度を感じ取る前庭覚を活用できるように、適切な内容を選択し、丁寧に指導する必要がある。
- 5 学習に対する興味や関心、意欲を高め、集中力や活動力をより引き出すためには、あらゆる運動・動作の基礎となる臥位、座位、立位などの姿勢づくりに積極的に取り組むことが必要である。

(5) 病弱・身体虚弱の子どもの理解と把握等に関する記述のうち、適切でないものはどれか。

1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 最近の特別支援学校（病弱）に在籍する、うつ病や適応障がい等の精神疾患の子どもの中には、自閉症や注意欠陥多動性障がい等の発達障がいを併せ有する者、いじめや虐待を受けた経験のある者、不登校を経験した者、希死念慮や自殺企図を経験した者が多くなってきている。
- 2 対象となる病気等の種類が多だけでなく、病気等の状態や背景なども多様なため、子どもの実態を的確に把握したうえで指導に当たらなければならない。
- 3 病弱教育においては、それぞれの病気等についての正しい知識（教育を行ううえで必要とされる病気等に関する知識）を得るとともに、病気等の子どもの気持ち（治療への不安や学習への不安など）等を理解したうえで指導に当たる必要がある。
- 4 病気等の子どもは、家族や教職員など自分に関わってくれる人に対して、心配をかけることは悪いことだと思ったり、病気の回復が思わしくなかったりすることで強い自己肯定感をもちやすい。そのため、子どものいいところ、頑張っているところ、できたこと、可能性などを見つけて、適切に「ほめる」「認める」ことで自尊感情を高め、「頑張る力」を引き出すことが大切である。
- 5 病気等の子どもが、病気等の困難を乗り越えていくための原動力（レジリエンス：resilience）の大切な要素の一つとして、自分のことを「気にかけてくれている人がいる」「助けてくれる人がいる」と思えることがある。そのため、教育の場でも教職員が、子どもに継続的に声をかけ、「見ているよ」というサインを送ることも大切なことである。

(6) 言語障がいのある子どもの状態や指導等に関する記述のうち、適切なものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 言語障がいの特徴は、3歳までに必ず現れる。
- 2 言語障がいのある子どもの学びの場には、小中学校等の通常の学級、通級による指導（言語障がい）、言語障がい特別支援学校がある。
- 3 指導の充実を図ることができるよう言語障がいの専門家（言語聴覚士等）との連携を深める。
- 4 話そうとするとときに、同じ音の繰り返しや、引き伸ばし、声が出ないなど、いわゆる流暢さに欠ける話し方をする状態を失語症という。
- 5 子どもを取り巻く環境は言語の発達との相互作用はない。

(7) 自閉症のある子どもの状態や指導等に関する記述のうち、適切なものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 自閉症のある子どもは、興味や関心のある事柄に注意が集中する傾向があるため、結果的に活動等の全体像が把握できないことがある。そのため、活動の全体を把握させる必要はなく、興味や関心のある事柄のみに集中できるようにすることが大切である。
- 2 自閉症のある子どもは、他者に自分の気持ちを適切な方法で伝えることが難しい場合に、自ら自分をたたいてしまうことや、他者に対して不適切な関わり方をしてしまうことがあるが、自分の気持ちを相手に伝えるなどの手段を身に付けられるように指導する必要はない。
- 3 自閉症のある子どもは、日々の日課と異なる学校行事や、急な予定の変更などに対応することができず、混乱したり、不安になったりして、どのように行動したらよいか分からなくなることがある。このような場合には、状況を理解して適切に対応したり、行動の仕方を身に付けたりすることができるように指導することが大切である。
- 4 自閉症のある子どもは、言葉や表情、身振りなどを総合的に判断して相手の思いや感情を読み取る力に強みが必ずあるため、行動や表情に表れている相手の真意の読み取りが得意である。そのため、他者と関わる際の具体的な方法を身に付ける手段として、生活上の様々な場面を想定し、そこでの相手の言葉や表情などから、相手の立場や相手が考えていることなどを推測するような指導をする必要はない。
- 5 自閉症のある子どもは、聴覚に過敏さが見られ、特定の音を嫌がる場合、その音が出る学習に参加できないことがある。その場合は、積極的にその特定の音を聴かせて、早急に慣れさせることが望ましい。

4

次の文を読んで、次の(1)～(4)の問いに答えよ。

A生徒(B市立C高等学校普通科1年生)は、筋ジストロフィーで、生活全般において介助を必要としている。小・中学校では、特別支援学級(肢体不自由)に在籍し、介助やプール指導について、B市立特別支援学校(肢体不自由)の教員による巡回相談を利用し、助言を受けながら学校生活を送っていた。学習面については、学年相応の学習が十分にできていた。

移動については、自走式電動車いすを使用している。授業には、電動車いすに専用のカットアウトテーブルを装着し、他の生徒と一緒に参加している。授業中はペンの持ち替え、教科書やノートのページをめくることが、姿勢の調整等を介助してもらうことにより、自分で筆記することができる。

C高等学校は、B市立特別支援学校の巡回相談を利用し、介助方法等についての助言を受けたり、A生徒の主治医であるD医大に出向き、病気の状況、身体の状態、嚥下の状態、体の動かし方などについて、医学的なアドバイスを受けたりしている。これらの助言を学校全体で共有し、また、支援員が学校生活全般において個別に支援することにより、A生徒は、教科学習、校外活動、部活動などに意欲的に取り組んでいる。

(独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」から作成)

(1) 下線部a「筋ジストロフィー」に関連して、次の問いに答えよ。

- ① 筋ジストロフィーの症状を2つあげよ。
- ② そのうち「デュシェンヌ型」について、簡潔に説明せよ。

(2) 下線部bに関連して、小学校学習指導要領(平成29年3月告示)「第1章第4の2」には、特別支援学級において実施する特別の教育課程の編成について2点示されている。この2点について、それぞれを簡潔に説明せよ。

- (3) 下線部 c に関連して、次の文は特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）「第1章第6節の3」の記述の一部である。（ ）に入る語句を答えよ。

小学校又は中学校等の要請により、障害のある児童若しくは生徒又は当該児童若しくは生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は（ ① ）を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育の（ ② ）としての役割を果たすよう努めること。その際、学校として組織的に取り組むことができるよう（ ③ ）を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の小学校又は中学校等との連携を図ること。

- (4) 下線部 d 「嚥下の状態」に関連して、嚥下障がい及び食事面での配慮事項について簡潔に説明せよ。